

議 案 第 52 号

松戸市基本構想及び松戸市総合計画後期基本計画の変更について

松戸市基本構想及び松戸市総合計画後期基本計画における期間の変更について、松戸市議会基本条例第11条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

記

期間

1 松戸市基本構想

変更前 平成10（1998）年度から令和2（2020）年度まで

変更後 平成10（1998）年度から令和3（2021）年度まで

2 松戸市総合計画後期基本計画

変更前 平成23（2011）年度から令和2（2020）年度まで

変更後 平成23（2011）年度から令和3（2021）年度まで

提 案 理 由

次期松戸市総合計画の開始予定時期を令和3（2021）年度から令和4（2022）年度に変更することに伴い、松戸市基本構想及び松戸市総合計画後期基本計画の終期を変更するため。